

公開版

平成26年度 教育委員会 第11回定例会 議案

1 日 時 平成26年9月11日（木） 午前9時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 事

<非>第27号議案 法規案件 … 非

<非>第28号議案 平成26年9月県議会定例会に提出する議案 … 非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

静岡県教育委員会

第11回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
1	静岡県教育情報化推進ワークショップ 2014 の実施報告	1
2	平成 26 年度全国学力・学習状況調査について	4
3	朝霧野外活動センター指定管理者の指定管理期間評価 及び次期指定管理者の公募	5
4	静岡県社会体育施設指定管理者評価委員会による 平成 25 年度業務の評価結果	6
5	「授業改善モデルプラン」等のセンターHP掲載について	15
6	<非>平成 26 年度条件附採用教職員（6月）の正式採用について	非

(件 名)

静岡県教育情報化推進ワークショップ2014の実施報告

(教育政策課)

1 目 的

静岡県情報化基本計画「新ふじのくにICT戦略」及び静岡県教育情報化推進基本計画（第2期計画）に基づき、情報化社会に対応できる教育の推進や、教育事務の効率化、デジタル教材等の活用などに焦点を当て、市町と県の関係者が組織の枠を越えた情報交換の場を設ける。県や市町の教育委員会だけでなく、首長部局との協働によりICTの安全・安心な利活用等の観点からも相互に連携・協力し、教育の情報化を推進する。

2 テーマ

多様で変化の激しい社会を生き抜くことができるよう、子どもたちに「生きる力」を確実に育成するために、重要な役割を担う教育の情報化の的確な推進を図る。

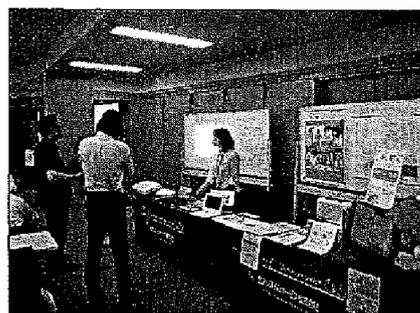
- (1) ICTを効果的に活用した協働型・双方向型学習の推進による「分かる授業」を実現する学校ICT環境の整備
- (2) 「分かる授業」や情報モラルの育成を実現する教員のICT活用指導力の向上

3 対 象

市町職員、国及び県職員、県内教育関係者等



(山崎教育次長による開会の挨拶)



(佐賀県教育委員会が導入したタブレット端末等の展示)

4 概 要

- (1) 開催名 静岡県教育情報化推進ワークショップ2014
社会を生き抜く力の養成
～ICTの活用などによる協働型・双方向型学習の推進～
- (2) 日 時 平成26年 8月25日 (月)
午後1時30分から午後4時30分
- (3) 会 場 一般財団法人静岡県教育会館 大会議室 (静岡市葵区駿府町1-12)
- (4) 参加者 市町職員、国及び県職員、県内教育関係者等

市町職員	国及び 県関係者 (講師含む)	県教職員	一般参加者	企業 (講師含む)	合計
22市町39名	6名	18名	11名 (内私学6名)	22名	96名

- (5) 主 催 企画広報部情報統計局情報政策課と教育委員会教育政策課との共催
- (6) 内 容 国、県、市及び企業の情報化推進担当者等による基調講演等とパネルディスカッション

5 主なアンケート結果（市町及び一般参加者 参加者72名のうち62名が回答）

アンケート	回答
本日のワークショップは参考になったか	・参考になった 60名 ・参考にならなかった 1名 ※未回答1名
教育の情報化推進に向けて、首長部局と教育委員会の連携が取れているか（市町参加者のみ回答）	（参加22市町36名が回答） ・取れている 4名 ・どちらかと言えば取れている 16名 ・取れていない 13名 ・その他 2名 ・未回答 1名
市町における課題や、県への御要望等	
<ul style="list-style-type: none"> ・補助金など、国や県の情報を逐次教えてほしい。（浜松市） ・ICT支援員を配置してほしい。（沼津市） ・情報化推進のための相談窓口や講師等を紹介してほしい。（焼津市） ・本日の菊川市の講演は現場の実例を聞くことができ大変参考になった。この話のように具体的な指導をしてほしい。（焼津市） ・講演の時間が短いと感じた。本数を少なくして一つのものに時間をかけてほしい。（河津町） ・公開授業の機会を一層増やしてほしい。（私学関係者） ・大変参考になった。来年もワークショップを開催してほしい。（一般） ・現場で苦勞している担当者を招集し、情報共有する機会を設けてほしい。（一般） 	

6 今後の計画

平成27年度においても、全ての市町が参加されるよう、今後も継続してワークショップを開催する予定。

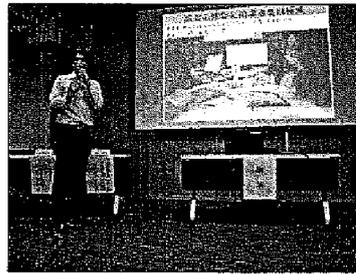
7 参考資料

(1) 基調講演及び講演の概要

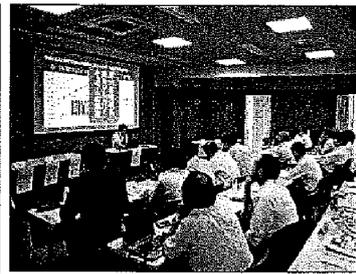
基調講演	基調講演概要
「教育の情報化に関する総務省の取組について」 総務省情報流通行政局 情報通信利用促進課 課長補佐 柳迫 泰宏 氏	フューチャースクール推進事業における活用事例とその課題解決方法についての紹介。また、今後の取組として先導的教育システム実証事業、ICTドリームスクール懇談会の説明
「教育の情報化に関する文部科学省の取組について」 文部科学省生涯学習政策局 情報教育課情報教育振興室 室長補佐 大内 克紀 氏	教員のICT活用指導力向上について学習場面に応じたICT機器の取り入れ方についての紹介。子どもたちが分かりやすく、興味を持つような授業にするためのICTの利用についての説明
講演	講演概要
「学校におけるICT環境整備について」 菊川市教育委員会学校教育課 主席指導主事 石山 哲也 氏	菊川市では、アンケートの取り方を工夫することや、各教室に準備不要の環境を整えることにより教員の意識を変えた。特に教員が手軽に授業で使えるICT環境整備が重要
「学校における校務の情報化について」 (株)システムディ 江本 成秀 氏	校務の情報化の推進については、文部科学省の「教育の情報化ビジョン」に盛り込まれている。教員の業務の均質化、集計転記作業の省力化、データの共有等が可能となり、教員の負担軽減につながる。
「教育分野におけるICT利活用について」 ネットワンシステムズ(株) 児玉 寛幸 氏	学校におけるICT環境構築は、センター集中管理等、ネットワークや機器の保守は専門家に任せることにより教員はICTを利用した教育の手法構築に専念することができる。



(総務省基調講演)



(文部科学省基調講演)



(菊川市講演)

(2) パネルディスカッションの概要

- ・第2期教育振興基本計画の目標水準達成に必要な経費として、「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画」により地方交付税として財政措置している。(文部科学省)
- ・機器調達の際には一括調達により価格を下げるができるため、複数の自治体で連携して調達することができればよい。(CIOアドバイザー)
- ・クラウドの利用は学校現場の負担・コスト減につながるが見込める。(総務省)
- ・ソフトウェアやデジタル教材を充実させることが課題。(教育次長)
- ・どの教室にも同じ状況で整備されていることが重要で、特に大きなモニターの整備はいろいろなICT機器を利用する上で必ず必要となる。手軽に利用できるICT環境の整備が教員の指導力向上にもつながる。(菊川市)
- ・教育委員会と首長部局がICTを活用した教育について、どのように進めていくのか話し合いを持つことが大切。ICTを利用することによって教員が、余裕を持って授業に取り組めることや子供たちと接する時間が増えるよう環境整備を行うことが大切。(教育次長)



(パネルディスカッションの様子)

報告事項 2【情報提供】
(件名)

平成 26 年 9 月 11 日

平成 26 年度全国学力・学習状況調査について

(義務教育課)

- 1 平成 26 年度全国学力・学習状況調査の結果分析 (速報版)
- 2 調査結果の公表について

(報告事項)

平成26年9月11日

平成26年度全国学力・学習状況調査結果の分析等スケジュール

(義務教育課 企画・指導班)

月	分析作業等	調査結果の分析等報告
8	28日 文部科学省からローデータの收受 ローデータを基にした分析支援ソフトカスタマイズ作業	
9	12日 第7回調査分析部会 小学校調査(国語・算数・質問紙)結果の分析 19日 第8回調査分析部会 中学校調査(国語・数学・質問紙)結果の分析 26日 第9回調査分析部会・責任者会 調査結果のまとめ	11日 第11回教育委員会定例会 「調査結果速報分析」報告
10	上旬 分析支援ソフトカスタマイズ作業完了 2日 第2回学力向上推進協議会 「報告書」検討 上旬 第5回学力向上対策本部 学力向上のための教育施策検討	上旬 分析支援ソフトのダウンロード開始 7日 第13回教育委員会定例会 「報告書」中間報告 中旬 知事と教育委員との意見交換会 調査結果の分析・対応策についての協議等
11	下旬 第3回学力向上推進協議会 「報告書」確認	上旬 小中別リーフレットの配布(全家庭) 14,18日 教育課程編成・実施研修協議会(小中教務主任) 「報告書」中間報告
12	11日 第3回学力向上連絡協議会(県内指導主事対象) 「報告書」を受けての協議 研究実践地区・研究実践校の実践発表	20日 Eジャーナル掲載(分析・対応策等) 2日 第17回教育委員会定例会 「報告書」報告 上旬 「報告書」送付(公立小中学校)

平成26年度 第11回教育委員会定例会

全国学力・学習状況調査結果速報分析

- 【国語】
- 【算数・数学】
- 【学校・児童生徒質問紙】

「子供の学びづくり」を進めたいまち
静岡 県 立 学 校 教 育 委 員 会

小学校の概要

- ◎無解答率の大幅な改善
- 並列や仮定の表現を用いて適切な文に書き直すこと
- 国語辞典を使って言葉の意味や使い方を理解すること
- ◆故事成語の意味や使い方を理解すること
- ◆条件に合わせて考えをまとめること

○適切な文に書き直す〈A6〉

小5・6年伝・国イ(キ)

わたしは、きのうの夜、母に注意されたのに、おそくまでテレビを見たり、音楽を聞きました。

※「～たり、…たり」に直す→正答率77.0%

(中略)

このようなことになったのは、母の注意に耳をかたむけていたらよかったと反省しました。

※仮定の表現を3つ選ぶ→正答率84.7%

◆故事成語を適切に使う〈A2〉

- 1 友達の野村さんは、先生の説明のはじめの部分で聞くと、縮こまるので見直すことができるという。野村さんは「見直し」がすべからず、聞き取れた。 (国)29.4%
- 2 私は、夕日が美しいことなど、な海岸を訪れ、その美しさも自分の目で見て実感することだ。まさに百聞は一見に如かず (県)46.7% (国)49.9%
- 3 私は、人からいろいろと細かい注意されることがいやだし、友達に百聞は一見に如かずと助言されたので、そのことをよく考えてみようと思う。 (県)23.5% (国)23.5%

小3・4年伝・国ア(イ)

中学校の概要

- 登場人物の心情や行動に注意して読んで書いたりすること
- 文脈に即して言葉を適切に使うこと
- ◆ 複数の資料を比較して読むこと
- ◆ 根拠を吟味しながら考えをまとめること

○ 登場人物の心情や行動に着目する (A2・A3)

3 物語を読む 「坊ちゃん」

正答率
一 93.0%
(心情の理解)

二 81.3%
(語句の意味)

三 80.4%
(言動の意味)

2 物語を書

正答率
一 92.1%
(情景描写)

二 82.0%
(書き換え)

算数の成果

改善の状況が見られる

- 「基礎的・基本的な知識や技能」の定着に改善が見られた。
- 算数Bの平均正答率が、調査開始以来初めて全国を上回った。
- 無解答率が全国より高い問題は1つもなかった。(AB全30問)

○ 計算の順序のきまり(A1(5))

	100	—	20	×	4	県	84.8	国	80.9
H24	6	×	2	+	8	×	3	県	75.6
H22	50	+	150	×	2	県	60.2	国	65.9
H21	80	—	30	÷	5	県	64.8	国	66.8
H20	3	+	2	×	4	県	66.1	国	70.9

一定の成果が認められる

数学の成果

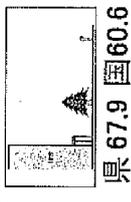
安定した好結果

- 調査開始以来継続して、A問題・B問題の全ての領域・観点で全国の平均正答率を上回っている。
- 「記述式」の問題の正答率が伸びている。
- A問題・B問題の全51問中、無解答率が全国より高い問題はわずか4問であった。

9

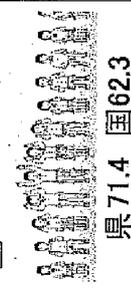
○「記述式」の問題

1(3) 方法の説明



県 67.9 国 60.6

3(2) 事実の説明

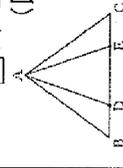


県 71.4 国 62.3

4(1) 理由の説明

(図形の証明)

一定の成果が認められる



県 48.0 国 39.4

10

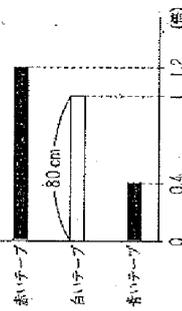
算数・数学の課題

- ◆依然として、「意味の理解」が不十分なことによる誤答が目立つ。
【算数】ex. 乗法・割合・作図・グラフ
【数学】ex. 公式(体積・内角の和)
- ◆数学では、「用語や記号の理解」が不十分なことによる誤答が目立つ。
- ☆「記述式の問題」については、改善の状況が見られるが、引き続き本県の重点課題とする。

11

◆意味の理解(A2(1))

赤いテープの長さを求める式は？



- | | | |
|---|-----------------|------|
| 1 | $80 + 0.2$ | 18.2 |
| 2 | $80 - 0.2$ | 1.9 |
| 3 | 80×1.2 | 7.5 |
| 4 | $80 \div 1.2$ | |

県 72.1 国 71.9

割合を量ととらえ、乗法を加法にしてしま

12

課題

教師の意識と子どもたちの意識とのずれ

課題の具体例

平成28年度 教師の意識と子どもたちの意識とのずれ

課題	小学校		中学校	
	原簿生徒	教師	原簿生徒	教師
授業の冒頭で目標を示している	79.5%	-13	71.4%	-22
授業の最後に学習したことを振り返る活動がよくある	92.4%	-18	93.2%	-15
総合的な学習の時間では課題設定・情報収集・表現(発表)する活動を取り組んでいる	73.3%	-18	57.9%	-30
	91.5%	-18	87.4%	-15
	68.5%	-18	65.5%	-15
	86.8%	-18	80.6%	-15

(案)

平成 26 年度全国学力・学習状況調査結果の取り扱いについて

(義務教育課 企画・指導班)

1. 調査結果の公表及び情報提供の在り方について

- 県教育委員会は、実施要領に則り、調査結果を十分活用して児童生徒の学力や学習状況を把握・分析するとともに教育施策の成果と課題を検証し、県の平均正答率等の数値と併せて詳細な分析結果、教育委員会として取り組むべき改善策を示す。
- 本調査の参加主体である市町教育委員会に対しては、7月18日付の通知で示したとおり、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすとともに、児童生徒の学力や学習状況における課題を共有し、生活習慣や家庭学習の改善を推進する観点から、教育上の効果や影響等に配慮しながら、積極的に公表していくことを促した。これを踏まえ、各市町教育委員会においては、現在、公表に向けた取組が進んでいる。
- 知事に対しては、昨年度からの経緯もあり、本年度もその求めに応じて調査結果を実施要領とともに提供したところである。その際、県教育委員会としては、知事のこれまでの発言等から、実施要領に従って公表方法を検討し、また公表方法について知事と事前に協議する機会があるという認識の下、提供した次第である。
- しかしながら、知事による公表が実施要領に従ったものでなかった点については、県教育委員会事務局の実施要領についての説明が不足していたものであることは否定できない。

2. 知事による調査結果の公表を踏まえた今後の対応について

- 本調査結果の分析を踏まえ、10月中旬を目途に、知事と県教育委員会との協議の場を設けるべく調整しているところである。この場を通じて、実施要領に関する認識の共有も含め、知事との連携を一層深めることにより、県教育諸施策を一体的に推進していく。
- 今後、県教育委員会としては、本調査結果のより効果的な活用・公表方法を検討するとともに、次年度以降の調査結果が実施要領に基づいて取り扱われるよう努める。

平成26年度全国学力・学習状況調査結果の取扱いについて

調査結果の公表について

- 県教委は実施要領に則り、11月を目途に、調査結果を活用して児童生徒の学力や学習状況を把握・分析するとともに、教育施策の取組みの成果と課題を摘出し、県の平均正答率等の数値と併せて分析結果を解析し、村山委員会において検証を行い、今後取組むべき改善策を示すこととしてきた。
- 県教委は、参加主体である市町教育委員会に対しては、調査結果を活用して学力や学習状況を把握・分析するとともに、教育上の効果や影響等に配慮しながら、保護者や地域住民に対して説明を行い、積極的に公表するよう、求めてきた。
市町村教委においては、現在公表に向けた取組みが進んでおり、既に公表を行ったところもある。
- 又県教委は知事に対しては、学力・学習状況調査について、実施要領を説明し、県内各市町の取組みの状況を説明し、ご理解を得てきたところであり、知事としても、その公表にあたっては規則に違反することはしないとまでのご発言をされていた。
県教委は、8月の文科省の公表の機会には、学力・学習状況調査の結果について、その概要を報告するとともに、9月3日には、詳細なデータの提供を行ったものである。教育委員長はデータの提供にあたり、1日の臨時の教育委員会を開き、全員で話し合ったうえで、提供することとなったことに言及されている。また、教育長からは、学習状況の調査結果の分析をしており、課題を摘出しようとしてとめていること、これらの分析結果が出たところで、知事と教育委員で今後の対応策について話し合う機会をお願いしたいと要請した。
知事は詳細なデータを預かったうえで、その取扱いを4日には決めたいと考えていること、学力調査の責任の所在がはっきりとしており、その責任については、しっかりと取っていただきたいと、いう姿勢を表明され、これに対して、教育委員長は、お任せしますと発言したものである。さらに、最後に、この委員長発言の後、お互いの信頼関係で、子どもたちの力が伸びさえすればよく、それを共有していれば、一つのやり方を強制する必要はないことを発言され、文科省の態度も変わってきてきていること、文科省は47都

道府県の序列を発表されましたが、同じ姿勢で公表すべきであり、公表しないなら受ける必要はないこと、受けた以上は結果まで責任を持つこと、結果については、公表するという姿勢であることを言及されており、現行の制度の中で、教育委員長の下で、今何をなすべきかしっかりと考えていただき、それを知事としても、真正面から受け止めて県の教育に活かしていきたいと考えていると発言された。この最後の知事発言に対しては、県教委側としては一切の発言もなされてはいない。

知事は翌4日、小学校の国語Aの成績が全国の平均点異常の262校の校長名を公表するとともに、県内市町の小学校の科目別正答率についても公表した。なお、その後、その公表の判断については、県教委が市町教委に公表を求めるという姿勢で臨んでおり、その姿勢を知事としては諒としていること、そして幾多の取組みの結果、昨年比で改善が図られたことので、頑張られた校長の方々を公表したことであることを説明された。また、市町の各科目別正当率については、文科省が各都道府県知事の同意を経たうえで、公表するといっていないこと、これと同じ方針で公表したものであり、各市町での取組みを促し、各教委が弱いところを助けに行く気概がこれから出てくると考えており、地域間格差の解消に向けての思いからであります。地教行法の改正によって、各首長の方々が責任を持っていただくこと、そして、全体において知らしめるべきと考えたものであると、説明されている。

なお、知事の公表については、県教委に対しては、公表の方法については示していないが、公表すべきだということについては県教委には伝わっていたと考えていると、言及された。

知事による調査結果の公表を踏まえた今後の対応について

- 県教委としては、4日の知事の公表された内容では、実施要領に抵触することとなったものと考えざるを得ないし、何故このような事態を生じさせたかを検証することが必要となった。
- その検証では、3日に至るまでの間の知事への説明によって、知事の理解が得られてきたものと考えてきたこと、この認識の下、3日の詳細データの手交にあたっては、実施要領では、県教委が責任をもって公表することであるが、これまでの公表内容に加えて、今直ちに追加的に公表できる状況にはなく、早急に成案を得て、知事にご説明し、公表しようとしてきたものであったこと、然しながら、3日の場では、今回の結果の概要報告と今後の県教委

の取組み、そして市町教委の公表に向けての要請を紹介し、そのうえで、知事と教委委員との会議の場の申し入れを行なったのが、教委側の努力の限界であったこと、さらに、3日の知事の最後の発言に対して、何らのコメントをも説明できなかったのは、県教委側の反省しなければならないことであることの総括を行うこととなった。

- 幸い、知事と県教委委員との間で学習状況調査結果も踏まえた分析の上に立って、今後の対応策について話し合う機会を持つということとなったので、現在 11 月末を目途に進めている分析作業を加速させ、せめて中間的な取りまとめを行い、知事との話し合いの場を開催できるよう、努力していこうとの方針を打ち出すこととした。

- これらの機会を積極的に活かして、学力・学習状況調査の実施主体である文科相の5日の閣議後会見の発言を受け止めながら、学力・学習状況調査の結果の活用・公表が、特色ある有意な人材の育成を図ろうとする静岡県教育の充実が教育関係者のみならず、県民の方々の理解が得られるようなものになるよう、努めていくこととした。

(参考資料)

下村文部科学大臣 閣議後記者会見録 (抄)

1. 日時：平成26年9月5日(金) 10:16~10:35

2. 場所：文部科学省記者会見室

3. 内容：

記者：

実施要領で禁止をしながら、こういったことが実際、知事にされてしまいました。これは再発防止策の検討も必要かと思いますが、今後こういった形でこれを防いでいくか、お考えをお聞かせください。

下村文部科学大臣：

まずは、これは教育委員会が判断することであって、知事の権限ではありません。改めて静岡県の教育委員会として、このことに対してどのように対応するのか、事実関係も含めて問い合わせをしたいというふうに思います。その上で、文部科学省として、教育委員会に対して適切な指導をしていく必要がある場合には、してまいりたいというふうに思います。

再発防止策についてであります。以前も実施要領の趣旨に反する行為をした自治体、極めて限られておりますが、ありました。文科省から当該自治体の教育委員会に対して、実施要領の趣旨を尊重していただくよう要請をしてきているところではありますが、聞き入れられていないという現状もあります。

文科省としては、こうした事態を黙認することは、実施要領の実効性を自ら否定しかねないことになるということになりますので、きちんとした指導を行うとともに、実施要領を尊重していただくために、抑止力となるよう何らかの対策を講じていかざるを得ないと考えておまして、その検討に入りたいと思います。

・・・(中略)・・・

記者：

先ほど市町の、自治体の規模を踏まえた公表をしていないということだったのですが、実際、静岡県内だと、小学校が1校しかない市町村も実際にありまして、規模も小さい学校は事実上もう学校別の成績を公表している形になっていまして、子どもたちへの影響というのもあるかと思うのですが、そのあたりはどのように感じていらっしゃいますか。

下村文部科学大臣：

川勝知事が、文部科学省も都道府県を公表しているのではないかと、だから静岡県版でいえば、市町村別の結果を公表するというのは、文科省と同じことをしているだけだという発言をされたということを聞いておりますが、文部科学省は、この全国学力・学習状況調査の調査結果に当たって、国として国全体の調査結果について説明責任を有しているということから、今申し上げたように都道府県ごとの平均正答率について公表しております。

しかし、文部科学省のこの結果の公表については、あらかじめ実施要領におきまして、都道府県ごとの状況などを公表することを明記して、都道府県教育委員会に対して示して、それを承知した上で調査に参加をしていただいています。

また、文科省においては、ただその調査結果の公表だけということではなくて、都道府県別の正答率の一覧表のみを示しているということだけではなくて、全国及び各都道府県についての、一つは正答率の分布の状況、また教科の問題別の解答状況、そして、児童生徒の学習意欲や学習習慣に関する調査の結果、更に学校の教育環境や指導状況に関する調査の結果等を分析して示すなど、今後の都道府県等における分析や取組の参考になるような形で公表しているわけでございます。

ですから、こういうことを含めて、県教委が静岡県も公表するというのであれば、それは問題ないことでありますが、静岡県教委の権限を逸脱して、知事が一方的に、校長名ではありますけれども、公表するという事は、正にこれはルール違反ということでもあります。

朝霧野外活動センター指定管理者の指定管理期間評価
及び次期指定管理者の公募

(社会教育課)

1 指定管理による運営の概況

項目	内容
指定期間	第1期:19～21年度(3年間)・第2期:22～26年度(5年間)
指定管理者	日本キャンプ協会グループ 代表団体:(公社)日本キャンプ協会
委託料	25年度予算 110,886千円 : 26年度予算 114,055千円

2 指定管理者外部評価委員

No.	役職	立場	氏名	所属
1	委員長	学識経験者	木宮 敬信	常葉大学教育学部 准教授
2	委員	利用者代表(学校)	井出 暢一	富士宮市立人穴小学校 校長
3	委員	危機管理専門家	池田 浩敬	常葉大学社会環境学部 教授
4	委員	野外教育活動専門家	堀内 正治	日本ボーイスカウト静岡県連盟
5	委員	財務専門家	兼高 則之	公認会計士兼高則之事務所

3 期間評価の目的

年度評価とは別に、各年度の評価結果や改善状況を踏まえ、期間全体における施設の利用実績や管理運営状況、及び指定管理者に期待する成果の達成度を検証し、指定管理者による管理運営の効果が認められるかを判断する。併せて、施設の必要性や管理形態の在り方についても検証・検討する。

4 期間評価の結果 ※評価は9段階(A+・A・A-・B+・B・B-・C+・C・C-)

評価項目		評価
評価の総括		A
項目別評価	① 青少年教育施設として安全・安心・快適に利用できる施設の管理	A
	② 青少年教育施設として安全・安心・快適に利用できる施設の運営	A
	③ 青少年の健全な育成を図る事業の運営	A
	④ 学校利用への適切な対応	A-
	⑤ 青少年教育施設としての目的にあった活動の展開	A

5 施設の必要性および管理形態の在り方について

- ・ 県が所管することで、質の高い自然体験活動を広く安定して提供することができる。
- ・ 教育的な視点を持った、専門性の高い指定管理者による管理形態をとることで、施設の設置目的は達成できるものと判断する。

6 次期指定管理者の公募

- (1) 公募期間 平成26年9月1日から平成26年9月30日
- (2) 指定期間 5年間(H27.4.1～H32.3.31)
- (3) 選定スケジュール
 - 10月 審査会(書類審査・プレゼンテーション)
 - 11月 教育委員会定例会 候補者選定結果報告
 - 12月 議会議決(指定)

静岡県社会体育施設指定管理者評価委員会による平成25年度業務の評価結果

(スポーツ振興課)

1 評価委員会設置の目的

静岡県立水泳場、静岡県富士水泳場及び静岡県武道館については、平成20年度から指定管理者による管理運営が行われており、これらの施設の管理運営が、利用者サービスの向上と管理経費の縮減という指定管理者制度の目的を達成しているか、また、公の施設として条例に掲げる設置目的の達成に貢献しているか等について、客観的な評価を行うため、第三者の委員からなる評価委員会を設置し評価を行い、以後の管理運営に資する。

2 評価委員会の構成

氏名	所属・役職
佐藤 克昭◎	佐藤経済研究所 所長、浜松学院大学 元教授
川口 良子○	合同会社デザイン・アープ 代表
渡邊 園子	静岡県スポーツ推進委員連絡協議会 副会長
藤井 祐三	社会福祉法人天竜厚生会障がい者支援事業部長・ 統括施設長 静岡県障害者スポーツ指導者協議会 監事
村田 真一	静岡大学教育学部 保健体育講座 講師

◎=委員長、○=委員長代理

3 評価委員会の開催状況

施設名	実施日	内容
静岡県立水泳場	【第1回】 平成26年7月4日	① 県からの報告 県が行った利用者アンケートの結果、履行確認結果等について報告
静岡県富士水泳場	【第2回】 平成26年7月19日	② 指定管理者による事業実績説明 ③ 質疑応答 上記①及び②について質疑応答
静岡県武道館	【第3回】 平成26年8月6日	④ 意見交換及び評価 意見交換後、委員ごとに評価を実施 ⑤ 評価・講評 委員会としての評価の決定及び各委員からの講評

4 評価方法

以下の「評価の視点」「評価項目」に基づき、委員ごとに評価を行い、各委員の採点の平均点に基に評価区分を決定した。総合評価は各評価項目の得点の合計により評価区分を決定した。

評価の視点	評価項目	配点
○施設の管理運営を適切に行っているか ○競技力の向上及び指導者の養成を図るとともに、県民の健康増進とスポーツの振興に寄与しているか	① 経営管理	20
	② 管理運営体制	20
	③ 利用者サービスの向上	20
	④ 危機管理体制等	20
	⑤ 求められる業務水準	20
計		100

5 評価結果

施設名	指定管理者名	評価区分		内 容	
		総合	評価項目別	主な評価点：良いと評価した取り組み等	提言：改善や一層の努力を求めたい点等
静岡県立水泳場	静岡県体育協会グループ	優	① 優 ② 優 ③ 優 ④ 優 ⑤ 優	主な評価点	・大会等の開催や自主事業を幅広く展開し、利用者数も目標を達成するなど、プール供用休止前に劣らない状況に戻している。専門スタッフの確保、スタッフの資質向上にも積極的に取り組み、利用者の高い評価につながっている。
				提言	・利用料収入について、減免対象とならない利用者層を増やす方策も探って収入確保を図るとともに、ごみ焼却場の余熱利用の可能性検討など、県へと積極的に提案されることにより、施設管理の一層の効率化を目指されたい。
静岡県富士水泳場	静岡ビル保養株式会社	優	① 優 ② 優 ③ 優 ④ 優 ⑤ 優	主な評価点	・プールの供用休止の中で、新たなプログラムによる教室開催など積極的に取り組み、利用者の高い満足度を得ている。職員の教育・研修・訓練が計画的に実施され、救急救命、接遇、情報の共有化などの向上が図られている。
				提言	・プールが利用できない状況下であるが、スペースを有効活用した自主事業の更なる充実、サービス向上に努めて欲しい。また、プール再開に向けて県との緊密な連携や、利用者への情報発信等への丁寧な対応が特に望まれる。

施設名	指定管理者名	評価区分		内 容
		総合	評価項目別	
静岡県武道館	静岡県体育協会グループ	優	① 優 ② 優 ③ 優 ④ 優 ⑤ 優	<p>主な評価点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市、地域住民、利用団体等との交流・連携を進め、地域の意見や要望を活かした運営管理が図られている。料金設定の細分化や、多種多様な自主事業の展開など、利用者に配慮した取り組みが進められ、高く評価されている。
				<p>提言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心な施設として、経年による故障やトラブルなどの未然防止に向け、関係者一体となった取り組みが一層期待される。トレーニング室については、利用増に対応する設備面を含めた計画的な見直し、検討が望まれる。

(評価区分)

評価区分	基 準	意 味
優	配点の85%以上	大いに評価できる
良	同 70~85%未満	評価できる
可	同 50~70%未満	普通
要改善	同 50%未満	改善を要する

平成 25 年度指定管理業務に対する評価（静岡県立水泳場）

1 評価の視点及び項目と得点の状況

評価の視点	評価項目	配点	得点	評価区分
○施設の管理運営を適切に行っているか ○競技力の向上及び指導者の養成を図るとともに、県民の健康増進とスポーツの振興に寄与しているか	① 経営管理	20	18	優
	② 管理運営体制	20	19	優
	③ 利用者サービスの向上	20	19	優
	④ 危機管理体制等	20	18	優
	⑤ 求められる業務水準	20	19	優
計		100	93	優

2 各項目評価コメント（良いと評価した取り組み等）

①	<ul style="list-style-type: none"> 事故による影響を脱し、自主事業収入の増加が図られ、ほぼ当初計画通りの収益を確保していることは評価に値する。 利用料金区分の細分化により、利用者に配慮した経営実践がなされている。
②	<ul style="list-style-type: none"> 施設の設置目的に沿った管理運営体制が確立されている。飛込み大会入賞者等、施設の特徴を活かせる専門スタッフの確保、配置が行われている。 また、水泳場指導員への救助員資格の義務付けや、アルバイトへの資格取得の奨励など、スタッフの資質向上にも積極的に取り組んでいる。
③	<ul style="list-style-type: none"> 水泳教室の再開やヨガ等々、利用者のニーズに応える自主事業が幅広く展開され、供用休止前の状況に戻ってきている。 料金設定の工夫や、利用者側からの要望を反映した改善などの取り組みが適切に実施されている。利用者の評価も良好で、全体的に高い満足度を得ている。
④	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時の訓練は着実に実施されており、実際の事故対応も迅速、適切である。引き続き水泳場という特殊な環境を踏まえ、危機管理マニュアルの徹底及び訓練を継続されたい。 職員の資質向上の積極的な取り組みが、危機管理対応に効果的につながっている。
⑤	<ul style="list-style-type: none"> 目標の年間利用者数達成、利用者満足度の良好さと量的・質的ともに求められる水準を満たしているといえる。 独自にニーズ調査等を実施していることも、適切な施設経営体として評価できる。

3 各項目提言コメント（改善や一層の努力を求めたい点等）

①	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用料収入が年々減じていることに再検討を求めたい。これについては、減免制度（額）が適切な運用となっているかを含めて、県と協力しながら再考されたい。 ・ 省エネ委員会による努力を継続されたい。特に、燃料費問題については、新たなエネルギー活用についても模索されたい。
②	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も、本部、施設管理部、水泳場事務所及びNTTFとの緊密な連携のもと、日常的な施設の安全管理の徹底、サービスの質的向上に向けた努力を継続されたい。 ・ ごみ焼却場の余熱利用の可能性の検討など、施設管理の効率化について、指定管理者のノウハウを活かし、県へと積極的に提案されることを期待したい。
③	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の目的に沿って、競技力向上及び指導者養成を図るための出前講座や研修会等の更なる充実が期待される。 ・ 減免制度の適用は増加しているが、利用しやすさにつながっていることも事実である。料金が徴収できる利用者層を増やす方策の検討など、収入増を図る工夫も期待したい。
④	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故を未然に防止するため、水中運動時にも脱水症状が発生することがある等、利用者に知ってもらいたい知識や情報の提供を掲示や放送などにより行うことを検討されたい。 ・ 個人情報の漏洩により多額な損失を被ることもあり得るので、その保護については職員教育を徹底し、万全を期することが望まれる。
⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理運営水準の高さは認められるが、都道府県域施設として大会誘致に止めず、更なる県内水泳振興のための社会還元策の工夫を期待したい。 ・ 当面の間、唯一の県立水泳場として、県民の期待に応えると共にその役割を十二分に果たして頂くようお願いしたい。

【説明】得点及び評価区分について

- 得点
各委員の採点の平均点（小数点以下四捨五入）

- 評価
得点を次表に従い区分

評価区分	基準	意味
優	配点の85%以上	大いに評価できる
良	同 70~85%未満	評価できる
可	同 50~70%未満	普通
要改善	同 50%未満	改善を要する

平成 25 年度指定管理業務に対する評価（静岡県富士水泳場）

1 評価の視点及び項目と得点の状況

評価の視点	評価項目	配点	得点	評価区分
○施設の管理運営を適切に行っているか	① 経営管理	20	18	優
	② 管理運営体制	20	18	優
○競技力の向上及び指導者の養成を図るとともに、県民の健康増進とスポーツの振興に寄与しているか	③ 利用者サービスの向上	20	17	優
	④ 危機管理体制等	20	18	優
	⑤ 求められる業務水準	20	18	優
計		100	89	優

2 各項目評価コメント（良いと評価した取り組み等）

①	<ul style="list-style-type: none"> ・ プールを長期間使用できない事情ながらも、経費縮減を図りながら経営に取り組みられている点は評価できる。特に光熱費の契約見直しによる経費縮減の取り組みを評価したい。 ・ 適切な利用料金設定の変更により、利用者の利便性向上が図られている。
②	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所長をトップにした明確な指揮命令系統が構築され、職員の担当配置も、安全監視などが適切に執行されるよう体制が確立している。 ・ 職員の教育・研修・訓練が計画的に実施され、救急救命、接遇、報連相による情報の共有化などに着実に取り組んでいる。
③	<ul style="list-style-type: none"> ・ プールの供用休止の中で、新たなプログラムによる教室開催などに取り組み、利用者サービスの向上が図られている。 ・ 厳しい状況下ではあるが、丁寧な情報提供や利用者意見の反映に継続して努めている。障害者にも適切な配慮がなされ、利用者の満足度も高いことを評価したい。
④	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理マニュアルの整備を基に緊急連絡網の構築、避難訓練等が着実に実施されており、天井落下という緊急時にも大きな混乱なく対応が図られた。 ・ 個人情報の保護については、データ管理の徹底、職員研修の実施等適切な取り組みがなされている。
⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 限られた施設しか供用できない状況においても、アンケートの利用者満足度が高いことは評価できる。 ・ 事故の影響でプール利用者減は、仕方のないことであるにもかかわらず、トレーニング室の利用について前年比で増加も見られることから、利用に係る水準は適切であると評価できる。

3 各項目提言コメント（改善や一層の努力を求めたい点等）

①	<ul style="list-style-type: none"> ・ プール休業を機会として活かし、新たな経営ビジョン（特に新規事業計画）の構築・点検に努めて頂きたい。 ・ 条例基準に従った減免が実施されているものの、それが多額に上るため、収入増に結びつける取り組みがなされるとさらに望ましいと思われる。
②	<ul style="list-style-type: none"> ・ プールが利用できない状況が来年9月まで続き、指定管理料も減額される中にあっても、県立の建物であるという認識と役割を十分踏まえ、職員のマチベーションの維持に配慮しながら、これまでと同様、適切な管理運営体制が保たれるよう努力してもらいたい。
③	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋内外のスペースを有効活用した自主事業の創出・提供の取り組みを促進し、一層のサービス拡充につなげたい。 ・ プール再開に強い希望が寄せられている。営業再開に向けて、県との緊密な連携や利用者への情報発信などへの対応が特に望まれる。
④	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実際に経験した天井落下事故に関わる課題等をまとめるとともに、建物の損傷を主眼としたBCP（事業継続計画）の再構築、再検討を考えられてはいかがでしょうか。
⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・ プールが使用できない状況下にあっても、サービスに対する心掛けを忘れることなく、環境整備、スポーツ教室の更なる充実等に努められるようお願いしたい。 ・ プール再開へ向けて県との綿密な連絡や、利用者への情報発信等の対応が特に望まれる。

【説明】 得点及び評価区分について

- 得点
各委員の採点の平均点（小数点以下四捨五入）

- 評価
得点を次表に従い区分

評価区分	基準	意味
優	配点の85%以上	大いに評価できる
良	同 70～85%未満	評価できる
可	同 50～70%未満	普通
要改善	同 50%未満	改善を要する

平成 25 年度指定管理業務に対する評価（静岡県武道館）

1 評価の視点及び項目と得点の状況

評価の視点	評価項目	配点	得点	評価区分
○施設の管理運営を適切に行っているか ○競技力の向上及び指導者の養成を図るとともに、県民の健康増進とスポーツの振興に寄与しているか	① 経営管理	20	19	優
	② 管理運営体制	20	18	優
	③ 利用者サービスの向上	20	18	優
	④ 危機管理体制等	20	19	優
	⑤ 求められる業務水準	20	18	優
計		100	92	優

2 各項目評価コメント（良いと評価した取り組み等）

①	<ul style="list-style-type: none"> 人件費や光熱費を中心に管理経費の縮減に努めながら、自主事業収入を昨年より増加させて黒字経営を保っていることは高く評価できる。 指定管理料の減額にも対応して効率的な運営を実現している。 料金区分の細分化対応や減免の遵守など、利用者に配慮した経営実践がなされている。
②	<ul style="list-style-type: none"> 体協事務局、施設管理部、武道館事務所とNTTFとの連携による業務遂行や責任分担等について、明確に整理がなされた体制で管理運営が行われている。 専門的指導者や行政経験者が常駐し、職員の研修も計画的に行われ、スタッフの資質の維持・向上に努めている。
③	<ul style="list-style-type: none"> 市、地域住民、利用団体等との交流・連携が促進され、地域の意見、要望等を活かした運営や管理が図られている。 料金設定の細分化や、スポーツ教室を中心に多種・多様な自主事業が開催されるなど、施設の利用率を高める取り組みが進められ、利用者からの評価も高い。
④	<ul style="list-style-type: none"> 非常時を常に意識し、危機管理マニュアルや防災計画の見直し、避難訓練や職員研修に取り組みられた結果、実際の事故への対応も適切に行われた。 個人情報保護については、規程による適正な管理と情報漏洩の防止対策が進められている。
⑤	<ul style="list-style-type: none"> 積極的に自主事業に取り組み、多くの教室を開催して近隣住民等の健康維持に寄与している点は評価できる。 多目的な利用がなされ、利用者数の着実な確保に努めている事は評価される。

3 各項目提言コメント (改善や一層の努力を求めたい点等)

①	<ul style="list-style-type: none"> 健全経営にある状況に余裕があるとすれば、施設の長期的使用を見据えての建物維持・拡張や人材育成など、長期的視野による効果的な投資について検討をされたい。
②	<ul style="list-style-type: none"> 修繕の件数、金額が増加傾向にある。建設後 12 年が過ぎ、今後、小破修繕の増加が予測される。県との緊密な協調のもと、迅速、適切な対応を願いたい。また、NTTF のノウハウを最大限に活かし、予知保全の視点も取り入れて、故障やトラブルを未然に防止するよう心掛けてもらいたい。 アンケートの「職員の対応について」において、『よくない』の割合が概ね 6% を示している。他施設と比較し、少し多い状況であることから、スタッフの更なる資質向上に取り組んでももらいたい。
③	<ul style="list-style-type: none"> トレーニング室への不満がかなり寄せられている。県との協議も含め、利用者の要望に対応した改善策が望まれる。 総合型地域スポーツクラブの普及については、スポーツ少年団、クラブへの活動場所の提供に加え、指導者講習会の連携など次世代の人材育成に係る支援の促進を期待したい。
④	<ul style="list-style-type: none"> 「マイクをもう少し聞こえるように」との声が利用者から寄せられているので、緊急放送や避難誘導放送が館内のどの位置からも聴き取ることができるか確認願いたい。 施設利用中の事故等については、スポーツ保険での対応を考えられているようであるが、万が一の事故に備え、加入の義務化の検討、あるいは今以上の加入推進に努められたい。
⑤	<ul style="list-style-type: none"> 武道場という環境下は、特殊な専用施設として想定される。その様な専用施設での稼働率について引き続き工夫改善を期待したい。 トレーニング施設開放事業については、評価が高いことから増設等も含め、より効果的なサービスが行われるよう検討されたい。

「授業改善モデルプラン」等のセンターHP掲載について

(総合教育センター)

1 「授業改善モデルプラン」I期分について

(1) 概要

小学校(国語、算数、理科)において、学習指導要領に基づく付けたい力を明確にした単元計画例(指導案例を含む。)を作成するとともに、単元の終わりに使用する、付けたい力が定着したかを確認する評価問題例を作成し、HPに掲載する。

(2) 目的

学習評価を含めた単元計画の具体例を学ぶことによって、教師の授業改善や学校の校内研修を促進し、もって児童の学力向上に資する。

(3) 掲載場所

静岡県総合教育センターホームページ「静岡県の授業づくり」データベース内

(4) 掲載教科

小学校 国語、算数、理科

(5) 対象

市町教育委員会(政令市を含む。)及び市町立小中学校
県立中学校、県立特別支援学校
静岡大学教育学部附属小・中学校・特別支援学校

(6) 内容及び作成の視点

- ア 学習指導要領解説、全国学力・学習状況調査、静岡県の授業づくり指針に基づき、単元の計画例及びその単元の終わりに使用できる評価問題例とする。
- イ 特定の単元において、単元計画例(指導案例を含む。)及びその単元で指導する「付けたい力」が身に付いたかを確認する評価問題を作成する。
- ウ 評価問題の性質に鑑み、HPにユーザ名及びパスワードを入力することによりアクセスできるようにする。

(7) 活用及び公開等について

- ア 「授業改善モデルプラン」は一例であるが、各教員がこれを参考にして他の単元にも応用し、適切な授業計画を構築することに役立てることができる。
なお、評価問題については、児童の解答状況を確認することで学力の定着状況を確認できることに加え、校内研修の一環として教師が問題を解くことで、指導内容について協議することなどにより、授業改善につなげていくことができる。

イ 作成した「授業改善モデルプラン」は、総合教育センター主催の研修等において活用することでその効果を検証し、さらなる改善を図る。

ウ 第Ⅰ期分は、平成 26 年 9 月 9 日に公開した。また、第Ⅱ期分の公開は、平成 26 年 12 月を予定している。

(8) 周知方法

平成 26 年 9 月 9 日付け文書により、各市町教育委員会経由で市町立小・中学校に通知した。また、県立中学校、県立特別支援学校、政令市教育委員会等に通知した。

また、義務教育課及び教育事務所と連携して普及に努め、各研修会等においても周知を図る。

2 「チア・アップシート」(追加分)について

(1) 概要

昨年 12 月に公開した小学校国語及び算数に関する「チア・アップシート」の追加分を作成し、センターHPに掲載する。(平成 26 年 9 月 4 日掲載済み)

(2) 目的

授業等で活用することにより、教師の授業改善や学校の校内研修を促進し、もって児童の学力向上に資する。

(3) 掲載場所

静岡県総合教育センターホームページ「静岡県の授業づくり」データベース内

(4) 掲載教科

小学校 国語、算数

(5) 対象

市町教育委員会(政令市を含む。)及び市町立小中学校
県立中学校、県立特別支援学校
静岡大学教育学部附属小・中・特別支援学校

(6) 追加の視点及び内容

ア 視点

平成 26 年度全国学力・学習状況調査の結果から、特に課題となる項目について過去問題又は類似問題を、解答例や解説を加えて示した。

イ 追加シート教科別カテゴリー

国語：「文を書き直そう」、「グラフを読み取ろう」、「情報を読み取ろう」、「話そう、聞こう、話し合おう」

4 項目 10 シート

算数：「かけ算やわり算の意味」、「小数のかけ算・わり算」、「四則計算」、「図形の面積」、「平行四辺形の性質」、「倍や割合の意味」

6 項目 10 シート

ウ 「チア・アップシート」の性質に鑑み、これまで同様、HPにユーザ名及びパスワードを入力することによりアクセスできるようにする。

(7) 活用及び公開について

- ア 学校が活用する際は、印刷したシートの「答え」の部分を切り離しておき、児童に5分程度の時間で問題に取り組ませた後、「答え」を配布する等の方法が考えられる
- イ 小学校5年生での使用のほか、小学校6年生が学習内容の復習をする等、活用する時期や学年については、各学校が適切に判断する。
- ウ 平成26年12月に、更なる追加分として、小学校国語、算数、理科に関する「チア・アップシート」を公開する予定である。

(8) 周知方法

平成26年9月4日付け文書により、各市町教育委員会経由で市町立小・中学校に通知したほか、県立中学校、県立特別支援学校、政令市教育委員会等に通知した。

また、義務教育課及び教育事務所と連携して普及に努め、各研修会等においても周知を図る。